

内閣参質二一七第一九四号

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねについては、一についてでお答えしたとおり、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、また、お尋ねについてお答えすることは、情報関心等を明らかにすることになり、今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であることからお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差

し控えたい。

五及び七の後段について

お尋ねの「外国勢力から影響」、「リスク」、「そうした疑惑」及び「外国勢力の情報操作」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、外国情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びに外国情報機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析をし、適切に管理するとともに、必要に応じて各方面からの相談への対応、各行政機関における研修の実施や広報啓発活動に取り組んでいるところである。その上で、お尋ねの「ハニートラップなどの手段」の具体的な態様が明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、事案の態様に応じて適切に対処してまいりたい。

六について

お尋ねは、石破茂衆議院議員の私人としての行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にならない。

七の前段について

お尋ねは、内閣総理大臣及び閣僚の私人としての行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

人について

お尋ねについては、個々の案件により事情が異なるため、一概にお答えすることは困難である。